

運動器の機能向上訓練事業実施要領（事業所委託）

（目 的）

第1条 トレーニングマシンを使用したリハビリテーション（パワーリハビリテーション）を実施し、活動性の維持及び改善、社会参加の促進並びに介護負担の軽減を図る。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は富山市とする。

（対象者）

第3条 本事業の対象者は、65歳以上の高齢者で、事業対象者・要支援者のうち、介護予防サービス・支援計画に運動器の機能向上が位置づけられたもの。

（事業内容）

第4条 事業内容は、次のとおりとする。

（ア） 内容

- ① サービス担当者会議
- ② 健康チェック（毎回実施）
- ③ プログラムの提供（準備運動、マシントレーニングを毎回実施し、その他体操を適宜実施する）
- ④ 評価（運動機能、日常生活活動能力を初期、中間、最終の時期に実施）
- ⑤ 報告（介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等への結果報告、及び長寿福祉課への体力測定結果と経過を報告）

※サービス担当者会議は第1回目のプログラム提供日に実施してもよい。

※食事や入浴の提供は委託事業には含まない。

※上記内容のほか、地域住民を対象とした無料体験会を実施する（年1回）。

（イ） 実施回数・期間

週あたりの実施回数は2回とし、約3ヶ月間の期間に渡り、延べ24回の実施を基本とする。なお利用者の身体の状態等によっては、週あたり1回の実施とすることも可能とする。この場合事業実施前に長寿福祉課に連絡すること。

1回あたりの時間は2時間程度とし、利用者にとって過度な負担とならないよう配慮する。

（ウ） 実施場所

上肢・下肢・体幹の全てを含む3機種以上のマシンを設置し、体操ができる空間と救急時の対応が可能な空間を備え、実際に機器を用いた運動機能向上サービスを提供している市内の指定通所介護及び指定リハビリテーション事業所等。

(エ) 委託料

富山市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める「通所型サービス費（１）」に準じる。

(オ) 負担金

委託料の１割相当とする。ただし保険料等については別途実費相当を徴収する。

(事業の従事者)

第５条 本事業の実施にあたっては、現行の通所介護、通所リハビリテーションにおける人員配置基準に準じ、従事者のうち１名以上はパワーリハビリテーション基礎課程研修の修了者を配置するものとする。

(検証・評価)

第６条 事業を通じて、利用者の健康状態や身体状況等の効果測定を行い、事業の検証及び評価等を行う。

(関係機関等との連携)

第７条 本事業の実施にあたっては、関係機関等と連携、円滑かつ安全に事業運営に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第８条 利用者に対しては、トレーニング可能な健康状態を確認後に実施するが、緊急事態が発生した場合に備え、スタッフ間での連絡、緊急時対応を整えておく必要がある。

(個人情報の保護)

第９条 本事業の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律並びに富山市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守して行うものとする。

附則

この要領は、平成 26 年 2 月 25 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 2 月 17 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。